

令和7年6月3日開会

①

令和7年第2回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和7年第2回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第83号議案	令和7年度茨城県一般会計補正予算（第1号）…………… 1
第84号議案	職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例…………… 3
第85号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例…………… 6
第86号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… 8
第87号議案	茨城県県税条例等の一部を改正する条例…………… 9
第88号議案	茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例… 12
第89号議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正する条例…………… 13
第90号議案	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… 14
第91号議案	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例…………… 15

予 算

第83号議案

令和7年度 茨城県一般会計補正予算（第1号）

令和7年度茨城県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の補正は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 債務負担行為補正

(変更分)

事 項	区分	事 業 内 容	期 間	限 度 額
県立学校校舎建設 工事請負契約	変更前	(仮称)神栖特別支援学校の校舎建設に係る工事請負契約を締結する。	令和8年度	3,340,317千円
	変更後	同 上	自 令和8年度 至 令和9年度	同 上

条例 ・ その他

第84号議案

職員の勤務時間に関する条例及び職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「よって」を「よつて」に改める。

第9条の3を第9条の4とし、第9条の2を第9条の3とし、第9条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第9条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)第36条第1項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(職員の勤務時間に関するものに限る。次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 職員の育児休業等に関する条例第36条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置(職員の勤務時間に関するものに限る。)
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(職員の勤務時間に関するものに限る。次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置(職員の勤務時間に関するものに限る。)
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和29年茨城県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第7条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第5号)第36条第1項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(職員の休暇に関するものに限る。次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第36条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置(職員の休暇に関するもの)

に限る。)

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（職員の休暇に関するものに限る。次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置（職員の休暇に関するものに限る。)

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項並びに付則第3項、第5項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第9条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第7条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。前項後段の規定は、この場合について準用する。

(市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正)

4 市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例（昭和40年茨城県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7条まで及び第9条から」を削り、「第2条第3項及び第4条」を「同条例第2条第3項、第4条及び第7条の2から第8条の2までの規定」に改める。

(市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 付則第3項の規定は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）について準用する。この場合において、同項中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」と、「第2条」とあるのは「次項の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の休日及び休暇に関する条例（昭和40年茨城県条例第46号）第2条において準用する第2条」と読み替えるものとする。

(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

6 市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第2項」を「同条例第3条第2項」に、「第9条」を「第9条の4」に改める。

(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 付則第2項の規定は、県費負担教職員について準用する。この場合において、同項中「任命権者」とあるのは「市町村教育委員会」と、「第1条」とあるのは「付則第6項の規定による改正後の市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例（昭和46年茨城県条例第56号）第2条において準用する第1条」と読み替えるものとする。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第85号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」の次に「(育児休業法第12条において準用する場合を含む。)」を加え、「及び第2項の」を「から第3項まで及び第5項の」に改める。

第28条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削る。

第29条の見出しを「(第1号部分休業の承認)」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ）」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という）」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削り、同条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第30条及び第31条を次のように改める。

(第2号部分休業の承認)

第30条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数（第32条各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数から育児休業法第19条第1項の規定により既に承認された時間数を差し引いた時間数をいう。以下同じ。）に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第31条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条を第38条とし、第33条を第37条とし、第32条を第36条とし、第31条の次に次の4条を加える。

(育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間)

第32条 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第33条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第34条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務をしない1時間につき、当該勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出については、給与条例第19条の規定を準用する。

(部分休業の承認の取消事由)

第35条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が育児休業法第19条第3項の変更をしたときとする。

付 則

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による部分休業（同項に規定する部分休業をいう。）の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第32条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第86号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第5の10の2の項中「17,000円」を「22,000円」に、「12,000円」を「20,000円」に改める。

付 則

この条例は、令和7年8月1日から施行する。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第87号議案

茨城県県税条例等の一部を改正する条例

(茨城県県税条例の一部改正)

第1条 茨城県県税条例（昭和25年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第11号を次のように改める。

(1) 狩猟税 狩猟者の登録の事務を取り扱う県の機関の所在地

第22条第5項中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第24条中「扶養控除額」の次に「特定親族特別控除額」を加える。

第39条の2第1項第2号中「マンション建替組合、マンション敷地売却組合」を「マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合」に改める。

第60条の2第4項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「法第144条の3第5項に規定する円滑化協定」に、「オーストラリア軍隊（同協定第1条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊）」を「締約国軍隊（同項に規定する締約国軍隊）」に改める。

第60条の5の2及び第60条の24第9項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

付則第15条中「令和8年1月31日」を「令和13年1月31日」に改める。

付則第17条の4を次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第17条の4 令和8年4月1日以後に第42条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第41条の17第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第42条の2の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第42条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第41条の17第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを法附則第12条の2第1項第1号に規定する総務省令で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の同号に規定する総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第42条の2の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の法附則第12条の2第2項に規定する政令で定めるものについては、前項第2号ただし書の規定は、適用しない。

付則第17条の7第1項第2号中「第60条の2第4項に規定するオーストラリア軍隊（第6項において「オーストラリ

ア軍隊」という)を「締約国軍隊(法附則第12条の2の7第1項第2号に規定する締約国軍隊をいう。第6項において同じ)に、「第10条の2の2第2項各号」を「第10条の2の2第3項各号」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同項第3号中「第10条の2の2第4項」を「第10条の2の2第5項」に、「同条第5項」を「同条第6項」に改め、同項第4号中「第10条の2の2第6項」を「第10条の2の2第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同項第5号中「第10条の2の2第8項」を「第10条の2の2第9項」に改め、同条第5項中「第10条の2の2第12項」を「第10条の2の2第13項」に改め、同条第6項中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

付則第17条の11第4項中「第4条の11第14項」を「第4条の11第11項」に、「同条第15項」を「同条第12項」に、「第4条の11第11項」を「第4条の11第9項」に、「第4条の11第10項」を「第4条の11第8項」に、「第4条の11第13項」を「第4条の11第10項」に改め、同条第5項中「第4条の11第16項」を「第4条の11第13項」に改める。

付則第26条の2第1項中「第11条の7第3項」を「第11条の6第3項」に、「第11条の7第1項」を「第11条の6第1項」に改め、同条第2項中「第11条の7第2項」を「第11条の6第2項」に改め、同条第3項中「第11条の7第4項」を「第11条の6第4項」に改め、同条第4項中「第11条の7第5項」を「第11条の6第5項」に改める。

(茨城県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 茨城県県税条例等の一部を改正する条例(令和6年茨城県条例第57号)の一部を次のように改正する。

付則第4条第2項中「又は同号イ」を「若しくは同号イ」に改め、「有しないもの」の次に「又は前事業年度にこの項の規定の適用を受けた法人(8年新条例第40条第1項第1号イ(8年新条例付則第16条の2の規定により読み替えて適用する場合を除く。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本若しくは出資を有しないものに限る。)」を加える。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中次号から第5号までに掲げる改正規定以外の改正規定及び第2条の規定並びに付則第5条及び第6条の規定 公布の日
- (2) 第1条中茨城県県税条例第24条及び付則第26条の2の改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日
- (3) 第1条中茨城県県税条例付則第17条の4の改正規定及び付則第3条の規定 令和8年4月1日
- (4) 第1条中茨城県県税条例第60条の2第4項、第60条の5の2、第60条の24第9項及び付則第17条の7の改正規定並びに付則第4条の規定 規則で定める日
- (5) 第1条中茨城県県税条例第22条第5項及び第39条の2第1項第2号の改正規定 規則で定める日

(県民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の茨城県県税条例(以下「新条例」という。)第24条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、付則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例付則第17条の4第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、茨城県県税条例第42条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第42条の3第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例付則第17条の4の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 茨城県県税条例第42条の3第3項の規定により換算した紙巻きたばこ(新条例付則第17条の4第1項に規定する紙巻きたばこをいう。次号において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例付則第17条の4の規定により換算した紙巻きたばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
(軽油引取税に関する経過措置)

第4条 新条例第60条の2第4項及び第60条の5の2の規定は、付則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（茨城県県税条例第60条第3項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、4号施行日以前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新条例第60条の24第9項の規定は、4号施行日以後の燃料炭化水素油の消費について適用し、4号施行日以前の燃料炭化水素油の消費については、なお従前の例による。

3 新条例付則第17条の7第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第6項の規定は、4号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、4号施行日以前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

第5条 新条例第8条第1項第11号の規定は、付則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(茨城県核燃料等取扱税条例の一部改正)

第6条 茨城県核燃料等取扱税条例（令和5年茨城県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第15条中「を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する者については水戸市とする。」を「の事務を取り扱う県の機関の所在地」に改める。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第88号議案

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年茨城県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の茨城県議会議員及び茨城県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第89号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成28年茨城県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人番号」を「次条第1号に規定する個人番号」に改める。

第4条中「、2の項及び3の項」を削る。

別表第1の1の項及び2の項を削り、同表の3の項中「特別支援学校」を「高等学校の通信制課程、特別支援学校」に、「及び高等専門学校」を「、高等専門学校及び各種学校」に改め、「又は高等学校の専攻科」及び「又は授業料」を削り、同項を同表の1の項とし、同表中4の項を削り、5の項を2の項とし、6の項を3の項とし、7の項を4の項とし、8の項から10の項までを削る。

別表第2の1の項を削り、同表の2の項特定個人情報の欄第1項中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「(以下「生活保護関係情報」という。)」を削り、同欄第2項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の次に「(平成6年法律第30号)」を加え、同表中2の項を1の項とし、3の項を2の項とする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(茨城県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 茨城県住民基本台帳法施行条例（平成14年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項及び2の項を削り、同表の3の項中「特別支援学校の高等部及び高等専門学校」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等（高等学校の通信制課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校）」に、「又は高等学校の専攻科」を「をいう。以下この項において同じ。）」に改め、「又は授業料」を削り、同項を同表の1の項とし、同表中4の項を2の項とし、5の項から10の項までを2項ずつ繰り上げ、11の項を削り、12の項を9の項とし、13の項から36の項までを3項ずつ繰り上げる。

別表第2教育委員会の項中第3項から第5項までを削り、第6項を第3項とし、第7項から第9項までを3項ずつ繰り上げる。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第90号議案

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例（平成20年茨城県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号及び第8号エ中「）（以下）」を「。以下」に改める。

第12条第2号中「」（次条第2項）」を「。次条第2項」に改める。

別表学校法人昭和大学の項を次のように改める。

学校法人昭和医科大学	昭和医科大学
------------	--------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

第91号議案

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成27年茨城県条例第15号）の一部を次のように改正する。

本則の表日立市の項中「355」を「356」に改め、同表古河市の項中「226」を「228」に改め、同表常陸太田市の項中「141」を「142」に改め、同表牛久市の項中「123」を「125」に改め、同表潮来市の項中「73」を「78」に改め、同表筑西市の項中「217」を「218」に改め、同表稲敷市の項中「108」を「110」に改め、同表阿見町の項中「82」を「83」に改める。

付 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

令和7年6月3日提出

茨城県知事 大井川 和 彦